

令和6年度インターネット《事業引継ぎ支援》プロジェクト

参加事業者募集要項

1. 事業の目的

高齢化や後継者不在、新型コロナウイルス感染症、原油・物価高騰及び円安の影響によって、事業の休廃業について悩んでおられる経営者の方は多いと思います。従業員の雇用を守りたい、事業を続けたいけれど、どうすればいいのかわからない、と不安に思われている方もおられるのではないのでしょうか。

本事業は、事業譲渡を考えておられる経営者が、専門家のアドバイスや支援を受けながら、インターネットを活用してM&Aプラットフォームへ登録し、自らが納得いくまで買い手企業を探し、交渉を進めることを支援する事業です。

※インターネットによるM&Aプラットフォームは、企業名等が掲載されない、開示範囲が限定されているなど、企業が特定されない仕組みとなっています。

2. 対象者

以下の2項目を満たす方

- ① 事業譲渡を検討している中小企業者又は小規模事業者等（NPO 法人なども含む）
- ② 大阪府内に本店または事業所があること（譲渡物件の所在地は問いません）

3. 支援内容

・株式会社M&Aサクシード(注)、株式会社トランビ(注)、株式会社バトンズ(注)、いずれかのプラットフォームへの登録までアドバイスします。

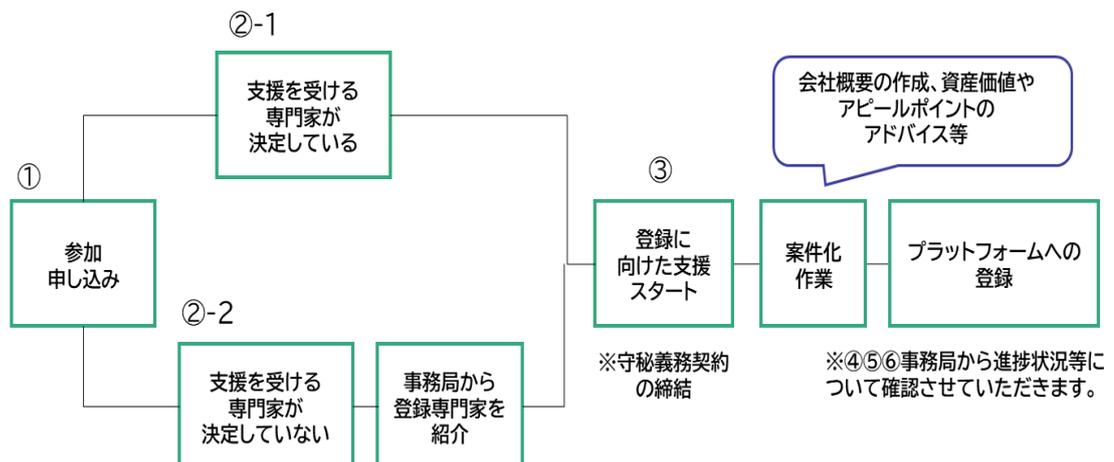
(注)大阪府がM&Aプラットフォームを活用した中小企業支援に関する連携協定を締結した会社です。

・登録にあたっては、譲渡が叶うように会社概要の作成方法や株価算定などによる妥当な資産価値、アピールポイントなどをアドバイスします。

・登録後の流れや支援範囲についても説明します。

※プラットフォームへの登録以降の手続きについては、本事業の支援対象外となりますので、登録されたM&A会社あるいはアドバイスを受けた登録専門家、当事務局にご相談ください(有料になる場合があります)。

4. 事業の進め方



- ① 指定の参加申込書にご記入ください。
 - ※ 決算書など財務状況の分かる資料をご準備ください。
 - ※参加申込書については、以下の【7.参加申込方法】をご覧ください。
- ②-1 支援を受けたい登録専門家(注)がいる場合は、申込書に専門家の名前を記載してください。その専門家と相談しながらプラットフォームへの登録に向けた調整を進めていただきます。

(注)登録専門家は、公益財団法人大阪産業局のHPで公表しています。
- ②-2 支援を受けたい登録専門家がない場合は、事務局から紹介する登録専門家と相談しながら登録に向けた調整を進めていただきます。
- ③ 登録専門家への相談にあたっては、事業者の方の情報保護のため、専門家と守秘義務契約を締結していただき、専門家のサポートのもと、案件化(概要書の作成等)の作業をしていただきます。なお、専門家と締結された守秘義務契約書の写しは、
登録専門家が運営事務局へ実績報告書を提出する際に、添付していただきます。
- ④ 場合により、事務局から進捗状況の確認を行います。
- ⑤ プラットフォームへの登録が完了後、登録専門家が事務局へ提出する実績報告書の内容について、事務局から確認させていただきます。
- ⑥ 後日、事務局からマッチング成約の有無を確認させていただきます。

5. 参加料

無料

6. 募集期間

令和6年4月19日(金)から令和7年3月31日まで

※ただし、支援対象事業者数に達した場合は、募集締切となる場合がございます。

7. 参加申込方法

以下の URL からお申し込み、または、下記より申込用紙をダウンロードしていただきメールかFAXでお申込みください。

<申込 URL>

https://www.sansokan.jp/events/eve_detail.san?H_A_NO=43951

<申込用紙のダウンロード>

○以下の URL の【M&A 参加事業者(事業譲渡希望者)を募集します】よりダウンロードをお願いいたします。

URL : https://www.obda.or.jp/jigyo/syoukei/internet_ma.html

・メールによるご提出: chiiki_ma@obda.or.jp

・FAXによるご提出: 06-6261-5290

8. 注意事項

8-1 提出書類

提出された書類はお返ししません。

8-2 個人情報等

登録専門家が参加事業者から得た個人情報及び法人情報(提出書類(注)含む)は、大阪府及び公益財団法人大阪産業局が共有し、インターネット《事業引継ぎ支援》プロジェクトの運営のみに使用します。その他の目的に使用することはありません。また、承諾なく第三者に提供することはありません。

(注)提出書類は、守秘義務契約書の写しと実績報告書です。登録専門家から運営事務局へ提出していただきます。

8-3 支援の取り消し

次のいずれかに該当する場合は、支援を取り消す場合があります。

- ① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行うものであると判明したとき
- ② 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき
- ③ 破産、会社更生、民事再生等の法的手続きを申請したとき
- ④ 各法令等に抵触する行為をしたとき又はその恐れがあるとき
- ⑤ その他、支援を行うことが適切でないと公益財団法人大阪産業局が判断する事実が判明したとき

8-4 取組み内容の公表等

成果事例をリーフレットやホームページで紹介するため、参加者の方にインタビュー等へのご協力を依頼する場合があります。内容や匿名加工等については事前にご相談させていただきますので、ご協力よろしくお願いいたします。

9. お問い合わせ先 公益財団法人大阪産業局

インターネット《事業引継ぎ支援》プロジェクト 運営事務局

TEL : 06-4708-7027

E-MAIL: chiiki_ma@obda.or.jp

受付時間:月-金 9:30-17:00 (土・日・祝日除く)

※ 本事業は、当財団が大阪府より「令和6年度経営資源移転円滑化支援業務」を委託され実施するものです。